

<今日の伝言>

◆3/7「市長への質問と要請」呼びかけ人から

自衛隊への個人情報提供問題で市の対応に3度目の要請をしました

去る1月27日(「伝言板」915号)のご報告に加えて

自衛官募集の委託事務として調布市はこれまで住民票の閲覧を許可してきましたが、昨年2月から突然該当者(18歳と22歳)の名簿をタック・シールに刷り出して提出するという形に変えた件について、昨年8月29日に私たち市民有志5人が呼びかけ人となって187人のみなさんの賛同を得て、市長宛の「質問と要望」を出しました。その後の「再質問、再要望」を経て、市から「個人情報の提供を希望しない人については除外申請の方法を講ずる」との回答を引き出すことができたことについては、去る1月27日にこの「伝言板」915号にご報告した通りです。

その後、私たち呼びかけ人は、市議会でも議論していただくべく自民党を除くすべての市議会会派のみなさんに面談を求めてきました。その結果、除外申請についてはほぼ合意が得られました。5月に行われる今年の募集事務に関して、調布市が自衛隊に個人情報の提供を行なっている事実を広く市民のみなさんに知らせ、少なくとも「除外申請」が滞りなく行われるように、「呼びかけ人」として市長に対して「3度目の要請」を出しましたので、添付してご報告します。

<参考資料>

朝日新聞デジタル 黒田早織 2024年2月27日

自衛隊への個人情報提供は「憲法13条違反」 神戸市民が住民訴訟

自衛官の募集のため、自衛隊の求めに応じて神戸市が市民の個人情報を本人の同意なく提供したのは憲法などに違反するとして、市民6人が26日、久元喜造市長の責任を問う住民訴訟を神戸地裁に起こした。

原告は50～70代の男女。訴状によると、市が昨年1月、22歳に達する市民1万4116人の氏名、住所、生年月日、性別を電子データでCD-Rに記録して自衛隊に提供したのはプライバシー権を保障した憲法13条や市の個人情報保護条例などに違反しているとして、提供作業に要した人件費など約13万円の支払いを求めている。

自衛隊法は、自治体が自衛官募集に関する「事務の一部を行う」と定めており、同法施行令は防衛相が自治体に「必要な資料の提出を求めることができる」としている。

神戸市によると、市と自衛隊兵庫地方協力本部は2020年、自衛隊法を根拠に覚書を締結。それに基づいて個人情報を電子データで提供しているという。

原告側弁護士は、自衛隊法や施行令に個人情報の提供に関する明文規定はないと指摘。「あいまいな規定を根拠に個人情報を提供できるなら、健康状態や職業、家族構成など、センシティブな情報まで提供される恐れがある」と主張している。

神戸市区役所課は取材に対し、「訴状が届いていないので詳しい回答は差し控える」とコメントした。

「除外制度」なし、他の政令市でも

原告側の調査によると、自衛官募集に関し、政令指定市20市のうち住民基本台帳の閲覧に限っているのは3市だけで、神戸市を含む17市が個人情報を提供している。ただ、多くは電子データではなく紙で提供したり、住所と氏名のみを提供としたり、情報提供を望まない人は拒否できる「除外制度」を設けたりしているという。

除外制度がないのは神戸、川崎、横浜の3市。横浜市は新年度から除外制度を新設するという。横浜市の担当者は取材に対し、「個人情報保護意識の高まりを考慮した」と話した。

原告側は「氏名、住所、生年月日、性別の4情報全てを電子データで提供し、除外制度もないのは神戸市だけ。個人情報保護への配慮がない」と主張している。(黒田早織)